

広島県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則をここに公布する。

令和二年十二月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県規則第七十五号

### 広島県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第二十六条第一項及び第三十条第一項の規定に基づき、並びに法及び漁業法施行規則（令和二年農林水産省令第四十七号。以下「省令」という。）を実施するため、特定水産資源の漁獲量等の報告に関して必要な事項を定めるものとする。

(漁獲量等の報告の方法)

第二条 法第二十六条第一項及び第三十条第一項の規定による報告は、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は報告すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合には、書面により行うことができる。

3 法第二十六条第一項及び第三十条第一項の規定による報告は、法及び省令に定めるもののほか、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 特定水産資源の採捕に係る漁業の種類
- 二 その他参考となるべき事項

4 第二項の書面を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項の一般信書便事業者若しくは同条第九項の特定信書便事業者による同条第二項の信書便で提出した場合には、特定水産資源を陸揚げした日から知事に報告するまでの期間の計算について、送付に要した日数は算入しない。

(代理人による報告)

第三条 法の規定に基づく報告をしようとする者が、代理人を用いて当該報告をする場合には、あらかじめ、別記様式によるその権限を証する書面を知事に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和三年一月一日から施行する。  
(海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の廃止)
- 2 海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則（平成八年広島県規則第六十六号）

は、廃止する。

(海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の廃止に伴う経過措置)

3 前項の規定による廃止前の海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の規定は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号。以下「改正法」という。）附則第二十八条の規定により改正法第六条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）の規定がなおその効力を有することとされる間、なお効力を有するものとする。

別記様式（第3条関係）

漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任状  
及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

広島県知事 様

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

1 漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任

私は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）の規定に基づく報告について、(1)の者を代理人として定め、(2)に定める期間において、(3)に定める報告に係る事務を委任します。

(1) 代理人

氏名

住所

(2) 委任期間

年 月 日から 年 月 日まで

※ なお、委任者から委任期間終了の30日前までに委任期間を延長しない旨の申出を行わない場合には、当該委任期間を1年間延長することといたします（翌年以降も同様。以下「延長された委任期間」という。）。委任期間（延長された委任期間を含む。）中に委任を解除する場合には、委任者は委任を解除する日の30日前までに代理人及び広島県知事に対してその旨を申し出ることといたします。

(3) 委任事項（を入れる。）

法第26条第1項の規定に基づく広島県知事に対する報告（漁獲割当管理区分における漁獲量等の報告）

法第30条第1項の規定に基づく広島県知事に対する報告（非漁獲割当管理区分における漁獲量等の報告）

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、広島県の機関、広島県の設置した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

（記載要領）

1 委任者が複数の場合には、連名で1通の委任状を作成することもできる。

2 1(3)の委任事項の欄について、委任する事項を限定する場合には、当該委任する事項のみ記載し、委任しない事項を削ることとする。

3 1(3)の委任事項の欄について、法第26条第1項及び第30条第1項の報告に加え、次に掲げる報告を委任事項に追加することができる。

法第58条の規定により読み替えて準用する法第52条第1項の規定に基づく広島県知事に対する報告（知事許可漁業における資源管理の状況等の報告）

法第90条第1項の規定に基づく広島県知事に対する報告（漁業権漁業における資源管理の状況等の報告）